

意匠法改正

巻・頭・言

特許庁技術懇話会 常任委員 中田 博康



昨年、「意匠法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第55号）が公布され、その後段階的な施行を経て今年の4月1日にはすべての改正項目が施行されました。意匠法としては約8年ぶりの大きな改正です。

改正の内容として、実体審査に関するところでは、第一に、近年、電子機器における画面デザインの重要性が増大していることを受けて、画像に係る意匠の保護が拡大されました。従来は物品の成立性に照らして不可欠であることや物品自体の有する機能によって表示されること等の要件を満たす図形（主に初期メニュー選択画面）のみが機器の部分意匠として保護の対象となっていましたが、改正により、物品の機能を発揮できる状態にするための操作画像（テレビに表示されるハードディスクレコーダーの録画操作画像等）も機器の部分意匠として保護されるようになりました。従来の一部限定的な保護から、さらに一步、機器にとって必要性の高い画面デザインの保護に踏み出したものといえます。画面デザインは今後もますます高度に多様になっていくに違いなく、これに対応するために画面デザインの保護の在り方は今後も議論されるべきではないでしょうか。

第二に、デザインのバリエーションや改良デザインの保護を強化するために、関連意匠の出願期限の延長が行われました。関連意匠は平成10年法改正において導入された制度であり、類似する意匠が同一出願人によって同日に出願された場合にのみ関連意匠として登録を受けることを認めるものでしたが、これを同一出願人によって後日の一定期間内に出願される意匠にも認めるように拡大したものです。これによって、実施する製品により近いデザインについても登録を受けることができるよう

になり権利行使が容易になるといえます。

第三に、全体のデザインの開発よりも後から開発される部分や部品のデザインの保護が可能になりました。先に製品全体のデザインが決定し、その後にその構成部品の詳細なデザインが決定するような開発実態があるために、同一の出願人によって先願の出願から一定期間内に出願された後願の意匠に保護を認めることにしたものです。これによって、より柔軟に開発実態に対応できる制度になったといえます。

さらに、意匠の登録要件や権利の効力範囲に関わり意匠制度の重要な概念である意匠の類似について、明確化のために、最高裁判例などにおいて説示されている需要者からみた意匠の美感の類似であることが規定されました。類似は日々の審査で常に判断が必要とされる概念であり、これがさらに明確なものとなるように、判断の内容の論理性、表現の的確性や判断手法の明確さを高めていくべきであると思います。

この他に、意匠権の存続期間が、ロングライフ商品等のデザインの保護のため、従来の最長15年から最長20年に延長されて保護の強化が図られ、手続面においても、秘密意匠の請求時期の追加等によって、制度の利便性の向上が図られています。

意匠の審査室では既に改正法下の出願の審査に入っていますが、前記したような画像に係る意匠や改良意匠が適切に保護されて、よりよい創作と利用の環境がより一層整えられるためにも、新たな審査基準や審査便覧に基づいて的確に審査を行っていきたいと思います。また、制度のあり方についても、引き続き産業界と密接に連携をとり、産業の発展につながる保護の理念を構築していくべきであると思います。